



2023年2月22日

各位

会社名 株式会社網屋
代表者名 代表取締役社長 石田 晃太
(コード番号:4258 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 森 行博
(TEL. 03-6822-9999)

役員退職慰労金制度の廃止並びに譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年12月21日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて既に開示しておりますとおり、2023年3月29日開催予定の当社第27回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。この移行に併せて、当社は本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、譲渡制限付株式報酬制度（本制度Ⅰ）及び業績連動型株式報酬制度（本制度Ⅱ）（以下、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱを併せて「本制度」といいます。）を導入するため、これらに関する議案を本株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止いたします。

それに伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、本株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における所定の基準に従って打切り支給することとし、各取締役及び監査役の退任時に支払う予定です。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労金引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づく当社普通株式を割り当てるための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、年額 300 百万円以内（うち社外取締役分は年額 30 百万円以内。）（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。これに加えて、本株主総会では、上記報酬枠とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 50 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、業績連動型株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 50 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は本制度Ⅰについては年 40 千株以内、本制度Ⅱについては年 40 千株以内（但し、株式数は、いずれも本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。）として設定すること等につき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。なお、対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて決定いたします。

3. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

(1) 金銭報酬債権の現物出資

本制度Ⅰは、対象取締役に対して、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）の交付を受けるものとします。

なお、発行又は処分に係る当社普通株式の 1 株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、下記に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

(2) 対象取締役に対して発行又は処分する譲渡制限付株式の総数

本制度Ⅰにより対象取締役に対して発行又は処分する譲渡制限付株式は、当社普通株式とし、発行又は処分する当社普通株式の総数は年 40 千株以内とします。但し、本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものいたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度Ⅰに基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件に当社普通株式を割り当てるものいたします。

- ① 対象取締役は、払込期日から対象取締役の任期が満了する時まで（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本制度Ⅰに基づき割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満

了した時点をもって譲渡制限を解除すること。但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任等した場合又は死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること。

- ③ 対象取締役が、本譲渡制限期間が終了する前に、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得すること。また、上記②で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。
- ⑤ 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。
- ⑥ 本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象取締役が開設する専用口座において管理すること。

4. 業績連動型株式報酬制度の概要

本制度Ⅱは、各事業年度を業績評価期間（以下、「評価期間」といいます。）として、各評価期間中の当社業績等の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

したがって、本制度Ⅱは上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものであることから、本制度Ⅱの導入時点では、株式を交付するか否か及び株式数は確定しておりません。

(1) 金銭報酬債権の現物出資

本制度Ⅱは、当社業績等の各数値目標（主として売上高、営業利益を想定）やその達成率に応じた支給率の算定方法等、対象取締役に交付する当社普通株式の数の具体的な算出にあたって必要となる指標及び算式等をあらかじめ当社取締役会において決定いたします。

当社は、各評価期間終了後、当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率等に応じて算出される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を決定いたします。

当社は、上記の年額の範囲内で、上記で決定された各対象取締役に交付する当社普通株式の数に応じて、金銭報酬債権を各対象取締役に支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資する方法により、当社普通株式の交付を受けます。なお、本制度Ⅱに基づき対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(2) 業績連動型株式報酬制度において交付する株数の上限

本制度Ⅱにより発行又は処分する当社普通株式の総数は、年 40 千株以内といたします。但し、本株主総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて

合理的な範囲で調整できるものいたします。

(3) 対象取締役に対する当社株式の交付条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は取締役会が本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要と認めた場合に、各評価期間終了後、対象取締役に対して当社普通株式を交付いたします。

- ① 対象取締役が、当該評価期間中、継続して当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと
- ② 取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと

(4) 各対象取締役に交付する当社株式の数の算定方法

当社は、以下の算定式に基づき、各対象取締役に交付する当社普通株式の数を算定いたします。

基準交付株式数 (※1) × 支給率 (※2) × 役務提供期間比率 (※3)

※1 各対象取締役の役位等を考慮して、当社取締役会において決定いたします。

※2 当該評価期間における当社業績等の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において決定いたします。

※3 当該評価期間中の在任月数を当該評価期間の月数で除した比率といたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、ある評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当該評価期間の開始日から当該組織再編の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式に相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものいたします。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の執行役員及び一部従業員に対し、本制度と概ね同様の制度を導入する予定です。

以 上